

定期預金規定

《自動継続型 自由金利型（M型）（スーパー定期）用》

反社会的勢力との取引拒絶について

預金口座は、「預金等共通規定」12. (2)（反社会的勢力との取引拒絶）のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には当金庫は預金口座の開設をお断りするものとします。

1.（預入れ通帳）

定期預金通帳に預入れのときは通帳を持参してください。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書（証書式の場合。以下同じ）と引換え、または通帳（通帳式の場合。以下同じ）の当該受入れの記載を取消したうえ当店で返却します。

3.（自動継続）

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書表面または通帳に記載（以下「表面記載」といいます。）の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭、ホームページで提示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

4.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および表面記載の利率（継続後の預金については3.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位未満は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができません。
 - ② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。
 - ③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。
 - ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書、通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を7.（1）または預金等共通規定12.（1）、（2）（反社会的勢力との取引、疑わしい取引の拒絶による解約）により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位未満は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヵ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6ヵ月未満…………… 解約日における普通預金の利率
 - B. 6ヵ月以上1年未満…………… 約定利率×50%
 - C. 1年以上3年未満…………… 約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6ヵ月未満…………… 解約日における普通預金の利率
 - B. 6ヵ月以上1年未満…………… 約定利率×40%
 - C. 1年以上1年6ヵ月未満…………… 約定利率×50%
 - D. 1年6ヵ月以上2年未満…………… 約定利率×60%
 - E. 2年以上2年6ヵ月未満…………… 約定利率×70%
 - F. 2年6ヵ月以上4年未満…………… 約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6ヵ月未満…………… 解約日における普通預金の利率
 - B. 6ヵ月以上1年未満…………… 約定利率×40%
 - C. 1年以上1年6ヵ月未満…………… 約定利率×50%
 - D. 1年6ヵ月以上2年未満…………… 約定利率×60%
 - E. 2年以上2年6ヵ月未満…………… 約定利率×70%
 - F. 2年6ヵ月以上3年未満…………… 約定利率×80%
 - G. 3年以上5年未満…………… 約定利率×90%
- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6ヵ月未満…………… 解約日における普通預金の利率
 - B. 6ヵ月以上1年未満…………… 約定利率×30%
 - C. 1年以上1年6ヵ月未満…………… 約定利率×40%
 - D. 1年6ヵ月以上2年未満…………… 約定利率×50%
 - E. 2年以上2年6ヵ月未満…………… 約定利率×60%
 - F. 2年6ヵ月以上3年未満…………… 約定利率×70%
 - G. 3年以上4年未満…………… 約定利率×80%
 - H. 4年以上5年未満…………… 約定利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、4.の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行、通帳記帳をしないこととし、次により取扱います。
- ① 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書、通帳とともに提出してください。

6. (解約等)

この預金を解約する場合には、証書、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

8. (規定の適用)

この預金取引にあたっては次の規定を適用します。

- ① 預金等共通規定

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定(民法548条の4)に基づき(付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。)変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上